

国分寺市教育委員会議事録・第5号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和8年4月30日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市役所 2階 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	中 島 健太郎
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	福 澤 真 吾
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
指導主事	木 村 美 里
社会教育課長	豊 田 泰 之

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長

	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	岡 田 周 作

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 2人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、3番藤井委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和8年2月26日開催の令和8年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第3号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

令和8年度第1回目の定例会となりました。本年度もよろしくお願いいたします。

本年度は市立小・中学校の入学式を、4月7日の午前に中学校、午後に小学校と、一日で実施しました。委員の皆様方は大変お忙しい一日を過ごされたのではないかと思います。

中学校は例年どおりでしたが、小学校は入学式が1日遅くなり、前日が始業式となりました。2年生以上の児童たちが、各学級の担任とゆったりと学年のスタートが切れ、入学式の準備もゆとりをもって行えたという報告を受けました。また感想などありましたらお寄せいただけたら幸いです。まずは市立小・中学校の全校が順調なスタートを切れたことを大変うれしく思っています。

引き続きの御指導をよろしくお願いいたします。

〔議事〕

教育長 議案第24号、専決処分について、議案第25号、専決処分について、以上2つの議案は関連するものであることから一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決する流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

1 議案第24号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

令和8年4月1日付けの機構改革により変更された組織名称等を規定するため、専決処分をしたので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

2 議案第25号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

令和8年4月1日付けの機構改革により変更された組織名称等を規定するため、専決処分をしたので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

教育総務課長 3月19日の教育委員会定例会後に、機構改革に伴う組織名称等の変更を含めた令和8年4月1日付け人事異動の内示があり、3月末までの間に教育委員会を招集するいとまがなく、本規則等の一部改正に係る専決処分を行いました。このことについて、御承認をいただきたいものです。

議案第24号の改正文及び新旧対照表を御覧ください。令和8年4月1日付けの機構改革を契機として、国分寺市組織規則の一部改正において市長部局の組織名称等の変更があ

り、国分寺市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則の別表の規定中、変更等のあった職名を改めるものです。

続いて、議案第 25 号の改正文及び新旧対照表を御覧ください。こちら令和 8 年 4 月 1 日付けの機構改革を契機とした国分寺市組織規則の一部改正において、市長部局の組織名称等の変更等があり、国分寺市教育委員会事務決裁規程別表第 1 の規定中、変更のあった職名を改めたいというものです。

また、新旧対照表の 3 ページを御覧ください。予算編成・執行に関する事案の項中、主管課長の決裁とされている項目について、適用することで実務との相違が生じるため、これを削りたいというものです。

続いて、4 ページを御覧ください。別表第 2、社会教育課の項において、教育センター及び男女平等推進センターの施設の利用承認について、これまで男女平等推進センターが所管していた施設が令和 8 年 4 月より教育センターが所管する施設となったことに伴い、不要となった文言を削るというものです。

なお、本議案のほか、本日の議案第 31 号までの議案について、いずれも緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがなかったため、教育長の専決処分を行いましたので、その承認をいただきたいものです。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 おおむね組織改正に伴う内容となります。

それでは、個別にお諮りをいたします。

議案第 24 号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて、議案第 25 号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

3 議案第 26 号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い職員名称等を規定するため、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

学校指導課長 公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う主務教諭の導入による文言整理を行うため、本年 4 月 1 日施行の国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について専決処分を行ったものです。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。第 7 条の 4 第 1 項に「学校に主務教諭を置くことができる」とし、同条各項に各規定を置き、整理しています。

この主務教諭は児童・生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととしています。

そして、この主務教諭の職名は、これまでも東京都において使用していた主任教諭としています。また今回、5 ページの第 12 条の 5 第 4 項において、名称をコミュニティ・スクール協議会から学校運営協議会に改めています。これは、本年 1 月の教育委員会定例会で議決をいただきました議案第 3 号、国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 4 号、国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について御承認いただいたコミュニティ・スクール協議会の名称を学校運営協議会に改めたことに伴うものです。

施行日については、附則の規定のとおり令和 8 年 4 月 1 日及び公布の日としております。御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 専決処分に関しては、全く異議はありません。先日も話題に出ました第 12 条のコミュニティ・スクール協議会を学校運営協議会に改めるという名称変更に関して伺います。既にコミュニティ・スクールの運営委員、CS として御尽力いただいている皆様に、内容や趣旨を丁寧に説明して御理解をいただくことになっていたかと思えます。新年度になり、この経過について伺います。

学校指導課長 まず、今年度最初の校長会でも、改めて教育長からこの件について校長に周知しています。また、今年度最初の学校運営協議会がそろそろ始まっていますので、その中で、校長から委員の皆様に話をしています。また、今後も指導主事が時折学校運営協議会の様子をうかがいに行きますので、折に触れてお話をしていきたいと考えています。

大木教育長職務代理者 名称変更というのは、単なる事務的な変更ではなく、やはりアイデンティティに関わることだと考えています。より学校や家庭と協力して、子どもたちの健やかな成長のためにお力添えいただくためにも、ぜひ必要に応じて、引き続き丁寧に説明し、御理解いただければと思っています。よろしくお願いします。

藤井委員 念のための確認です。主務教諭と主任教諭の関係について、職として主務教諭に改め、職名は主任教諭というのは、学校内での役職名としては主任教諭で、立場は主務教諭と表現してあるという理解でしょうか。

学校指導課長 国が主務教諭という名前を出したため、このような位置付けをしています。主務教諭が置かれる前から東京都は、同じ役割のものを主任教諭として位置付けており、国が後から続いてきたため、主務教諭は東京都においては主任教諭と置き換えて、同じように運用していくということです。

教育長 国が主務教諭をようやく位置付けましたが、既に東京都では同じような立場として主任教諭を位置付けていたため、東京都では主任教諭と呼び、本市でも同様になります。

藤井委員 東京都内では従来の呼び方をそのまま継続するということですか。

教育長 職名も主任教諭となります。

辻委員 先ほどのコミュニティ・スクール協議会から学校運営協議会への名称変更について伺います。コミュニティ・スクール協議会が学校運営協議会と変更されたことで、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の中には、コミュニティ・スクールについての根拠が文言としてなくなると思えます。1 月の定例会でも話が出たかもしれませんが、学校運営協議会を置く学校がコミュニティ・スクールであることは変わりがなく、現在の委員の

皆さんも、コミュニティ・スクール、すなわちCSの委員として活動するという気持ちで活動していると伺っています。コミュニティ・スクールという名前がこの規則からはなくなりますが、コミュニティ・スクールとはこういうものだというのは、文部科学省令等において、位置付けられていることなのではないでしょうか。

念のため、コミュニティ・スクールはどのような根拠なのかを確認させてください。

教育長 市の位置付けもあると思いますので、それも含めてお願いします。

学校指導課長 こちらは、学校運営協議会という会議体を置く制度を導入しているところをコミュニティ・スクールという、と国が決めていますので、それに基づいてコミュニティ・スクールと分類している状況です。

こちらについては、少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。

教育長 少し時間をいただいて、改めて説明させていただきます。

辻委員 自分たちはCSの委員だということで御尽力くださっている委員の方々が、コミュニティ・スクールという名前で活動する根拠がどこにあるのかを明らかにした上で活動をお支えしたいと思い、お尋ねしました。

教育長 それは規則にも示されているはずですので、確認して説明してください。

また、最近各学校に配布したベストも、背中に明確に「コミュニティ・スクール」と書かれているものを用意しました。そこに間違いはありませんので、委員の皆様方にも安心していただくように配慮しています。先ほど、大木教育長職務代理者からもお話があったように、改めてしっかりと説明もしていきたいと思っています。

辻委員 背中にはっきり「コミュニティ・スクール」と書いてあるベストを着て日々活動してくださる皆様が、コミュニティ・スクールという名前が宙に浮いたものではなく、しっかりと根拠を持った名前だと分かったとよいと思い、お尋ねした次第で、今すぐ分からなくても、根拠があるのでしたらそれでも結構です。

学校指導課長 国分寺市学校運営協議会規則の第2条に「学校運営協議会を設置した学校はコミュニティ・スクールと称する」と規定して、学校にはしっかりと周知してありますので、特に心配はないと考えます。

辻委員 分かりました。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

4 議案第27号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市立第二小学校、第六小学校及び第七小学校学校医（耳鼻科）の辞任に伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則（平成11年教委規則第2号）第2条第1項の規定により、新たな学校医を委嘱する必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

学務課長 本件は、国分寺市立第二小学校、第六小学校及び第七小学校の耳鼻科の学校医の委嘱について、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求めるものです。

裏面の解嘱者及び委嘱者の名簿を御覧ください。

まず上段ですが、解職者、鰐淵伸子氏について、一身上の都合により、令和8年3月23

日付けで3月31日をもって辞任したいとの辞任願が出されたため、これを承認したものです。

そして下段の委嘱者、伊豆原久枝氏については、鰐淵氏の残任期間となる令和8年4月1日から令和9年3月31日までの委嘱となっています。

なお、伊豆原氏については、鰐淵氏と同様に第二小学校、第六小学校及び第七小学校を兼務いただくこととなっています。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 伊豆原先生には鰐淵先生の後を継いで、同じ学校を担当していただくことになります。よろしくお願いします。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 それでは続いて、議案第28号、29号、30号については関連するものであることから、一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決する流れとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全員 異議なし。

5 議案第28号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）第7条第2項の規定により、令和8年4月1日より国分寺市立小・中学校における衛生推進者を選任する必要がある、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

6 議案第29号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）第3条第2項の規定により、令和8年4月1日より国分寺市立第二小学校衛生管理者及び国分寺市立第四小学校衛生管理者を選任する必要がある、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

7 議案第30号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）第17条の規定により、令和8年4月1日より国分寺市立第二小学校衛生委員会委員及び国分寺市立第四小学校衛生委員会委員を任命及び委嘱する必要がある、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

学校指導課長 議案第28号から議案第30号まで、まとめて御説明いたします。いずれも国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則に係る内容で、4月1日より選任、任命の必要があったため、専決処分を行ったものです。

まず、議案第 28 号です。国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則第 7 条第 2 項の規定により、国分寺市立小・中学校における衛生推進者を選任する必要がある、専決処分したものです。

裏面の令和 8 年度衛生推進者名簿を御覧ください。衛生推進者として大規模校の第二小学校、第四小学校以外の市立小・中学校の副校長を選任しています。

続いて、議案第 29 号です。国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則第 3 条第 1 項の規定により、常時 50 人以上の教職員を使用する学校ごとに衛生管理者を置く必要があります。そこで、第二小学校及び第四小学校に衛生管理者を選任する必要がある、専決処分したものです。

裏面の令和 8 年度衛生管理者名簿を御覧ください。衛生管理者として、第二小学校及び第四小学校に 1 人ずつ、主任養護教諭を選任しています。

続いて、議案第 30 号です。国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則第 17 条の規定により、第二小学校及び第四小学校の衛生委員会委員を任命する必要がある、専決処分したものです。

裏面を御覧ください。規定により任命及び委嘱をされた令和 8 年度衛生委員会委員名簿になります。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 説明が終わりました。一括して御意見、御質問を承りたいと存じます。

質問等ないようなので、1 件ずつお諮りいたします。議案第 28 号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて議案第 29 号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて議案第 30 号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

8 議案第 31 号 専決処分について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市学校運営協議会規則（平成 25 年教委規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日付けで委員の任命及び委嘱を、同年 4 月 27 日付けで委員の委嘱を行う必要がある、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

学校指導課長 裏面の網かけとなっている方が、新たに追加した委員です。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 確認ですが、第七小学校、第二中学校の委員の No. 4、No. 14 のお二人については、4月27日からの委嘱となっています。

国分寺市関係者、学校関係者が主な方々で、あとはPTA、保護者の関係の方々と認識しております。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

9 議案第 32 号 令和 8 年度国分寺市一般会計補正予算案について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点で、次回、第 2 回定例市議会に提案を予定している教育委員会の補正予算案については、歳入歳出ともに学校指導課の 2 件、公民館課の 1 件、歳入歳出それぞれ計 3 件となっています。

従前どおり歳入については、教育総務課にて取りまとめて説明し、歳出については、各担当課より御説明します。冒頭説明終了後の質疑については、各担当課よりお答えします。

では、議案文の裏面、歳入の補正予算案総括表を御覧ください。学校指導課の項番 1、都支出金委託金、教育費委託金、教育方法等改善研究委託金 50 万円の皆増については、国分寺市立第六小学校が「体育健康教育推進校」の指定を受けたことによる体育健康教育推進校委託金の皆増です。

次ページ、歳出予算の総括表、学校指導課の項番 1 で示している、教育研究指導事業費のうち、報償費及び需用費に充当するもので、都の要綱に基づく補助率は 10 分の 10 です。

続いて、歳入に戻り、項番 2、都支出金、都補助金、教育費都補助金、教育指導費補助金 220 万 4,000 円の増については、特別支援教育支援員の増員に伴うインクルーシブ教育支援員配置補助金の増です。

次ページ、歳出予算の総括表、学校指導課の項番 2 で示している特別支援教育に要する経費のうち、報酬及び旅費に充当するもので、都の要綱に基づく補助率は 2 分の 1 です。

再び歳入にお戻りいただいて、公民館課の項番 1、市債、市債、教育債、公民館・図書館施設改修事業債 840 万円の増については、本多公民館・図書館屋上及び一部ガラス防水修繕に係る製品価格の上昇による需用費の増に伴う事業債の増です。

次のページ、歳出予算の総括表、公民館課の項番 1 で示している公民館の施設維持管理に要する経費のうち、需用費、修繕料に充当するものです。

歳入については以上です。

学校指導課長 学校指導課分の歳出を説明します。

項番 1 の教育費、教育研究指導事業費です。これは東京都が行う「体育健康教育推進校」について、令和 7 年 12 月 2 日に都より募集があり、第六小学校が応募して、令和 8 年 3 月 27 日に決定したことに伴う、報償費、需用費の皆増によるもので、50 万円を増額したいというものです。

次に項番 2、教育費、特別支援教育に要する経費です。これは、特別支援教育支援員増員に伴う報酬及び旅費の増によるもので、496 万 7,000 円を増額したいというものです。昨年度に特別支援学校への就学が適当であると判断されたものの、総合的な判断により、今年度、小・中学校へ就学した児童・生徒が新たに 5 人います。この児童・生徒の日常生活上の介助、または学習上の援助を行う支援員を配置するものです。

公民館課長兼本多公民館長 近年の原油価格の高騰の影響により、防水に係る資材価格が上昇し、当初の見込みを上回る経費を要する見込みとなったことから、今回補正予算を提出するものです。歳出については、需要費全体の現計予算額 1 億 4,493 万 3,000 円のうち、屋上防水修繕に係る修繕需用費、修繕料 5,929 万円について、1,111 万円を増額するもので、当初予算額に対し約 18.7%の増額となります。この結果、本修繕事業の総額は 7,040 万円となります。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 学校指導課から、第六小学校が応募したという説明がありましたが、「体育健康教育推進校」に指定を受けるプロセスは、まず学校側から指定を受けたいと申し出るということでしょうか。都の教育委員会側から、施設と人員の要件を満たしているため指定するのではなく、学校側から積極的にという理解でよろしいでしょうか。

また、例えば、以前第四小学校は人権教育推進校になったと思いますが、一般的に各種推進校は学校側から積極的に「指定を受けて頑張りたい」という形なのか、ケース・バイ・ケースなのか、参考までにお伺いします。

学校指導課長 基本はケース・バイ・ケースです。学校から手を上げる場合もあれば、条件を満たしているのewith どうかと、都から指定を受ける場合もあります。

今回は、募集時にぜひやってみたいと第六小学校が手を上げ、決定したということです。本市の場合、体育面では体力向上の部分が課題の 1 つであり、校長先生もその点を課題として認識していただいております。六小の校長先生も体育が専門で、ぜひチャレンジしてみたいと手を上げたものです。

藤井委員 第六小学校の積極性を評価して、応援したいと思います。

教育長 ぜひよろしくをお願いします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

10 議案第 33 号 国分寺市立歴史公園条例の一部を改正する条例について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

史跡武蔵国分寺跡のうち整備が完了した区域について、新たに歴史公園として市民の利用に供することに伴い、条例の一部を改正することを教育委員会の意見として市長に述べるため、必要がある。

史跡整備担当課長 この条例は、国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡の史跡指定地において、公有化した土地の保存整備を行い、公園として市民に公開するため、その範囲、管理、使用のルール、使用料などの占用料について規定しているものです。

本改正は、令和 4 年度から 7 年度にかけて整備工事が完了した地域を、新たに歴史公園

として位置づけるものです。併せて、歴史公園の地区名について整理をしています。

3 ページ、新旧対照表を御覧ください。第2条の表で歴史公園の地区名の改正と、今回新たに歴史公園に加える位置を地番で示しています。その下、別表第3、こちらは地区名の整備に伴うものです。その下の別表第5は引用している条例名の修正です。平成21年の条例名の改正が反映されていなかったことが判明したため、併せて改正するものです。

6 ページに本改正の概要、今御説明した内容をまとめていますので、お目通しいただければと思います。

7 ページを御覧ください。地図の緑色に塗られた範囲が現在の歴史公園の範囲で、ピンク色に塗られた範囲が今回歴史公園として新たに加える範囲です。

地区名は中心にある金堂・講堂を含む地区を武蔵国分僧寺跡とし、東山道を挟んで西側の武蔵国分尼寺跡と対応させています。また僧寺側の崖線の下、武蔵国分寺跡湧水園やおたカフェのところを僧寺国分寺崖線下地域。そこから北に崖線を上がったところを僧寺北東地域、あとは東山道武蔵路跡という地区名にしています。

最後に、2 ページの改正文です。附則第1項で施行日を令和8年8月1日としています。これは、歴史公園としての使用方法などについて周知の期間を設けるためです。また、別表第5の改正については、公布の日から施行としています。

また附則第2項として、8月以降の史跡地の使用の申請に備え、準備行為として必要な手続きができることとしています。

(意見・質疑の要旨)

教育長 歴史公園も整備とともに広まっていく状況で、ぜひ多くの市民に御活用いただけたらありがたいと思っています。名称も分かりやすく変えさせていただけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

11 議案第34号 国分寺市社会教育委員の任命について〈教育長提出〉

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例（昭和35年条例第4号）第2条の規定により、新たに委員を任命するため、必要がある。

社会教育課長 本議案は、任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例第2条の規定により、委員を任命する必要があるものです。

前回の定例会において、10人の委員の方の委嘱について議決をいただいたところですが、新たに校長会から推薦をいただいたため、追加での任命となります。

議案文の裏面を御覧ください。今回新たに任命する方は、第五中学校、野口大介校長です。任期は令和8年5月1日から令和10年3月31日までです。

その次のページは参考資料で、本議案をお認めいただいた後の社会教育委員のメンバーです。合計で11人です。参考までに御覧ください。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

12 議案第 35 号 国分寺市青少年委員の委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市青少年委員の設置に関する条例（昭和 40 年条例第 18 号）第 3 条の規定により、新たに委員を委嘱するため、必要がある。

社会教育課長 国分寺市青少年委員候補者名簿を御覧ください。任期は令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 2 年間で、名簿に記載されている方、全員再任になります。青少年委員の中には、社会教育課の事業である小学 5、6 年生を対象としたわんぱく学校、また中高生を対象とした青少年地域リーダー講習会の指導者として携わっていただいている方もおります。それぞれ年間 10 回ほどの活動を実施しており、わんぱく学校では体験学習や仲間との交流を通じ、子どもたちの感受性、人間性を伸ばす、また、協調性を育むことを目的としています。また、青少年地域リーダー講習会では、子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる次代の青少年のリーダーの育成を目的に指導、活動していただいています。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 青少年委員の方々にはわんぱく学校、そして青少年地域リーダー講習会もお力添えいただいています、本当に長らく御支援をいただいています。また、わんぱく学校卒業生もお二人ほど参加していただいているということで、心強い限りです。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

13 議案第 36 号 国分寺市公民館運営サポート会議委員の任命及び委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱（平成 27 年要綱第 2 号）第 3 条の規定により、委員を任命及び委嘱するため、必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 第 6 期公民館運営サポート会議委員の任期は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までですが、4 月 1 日付け人事異動及び第五小学校 P T A の解散による団体の体制変更等により、委員の欠員が生じたため、後任の委員を任命及び委嘱するものです。

資料を御覧ください。新規で任命及び委嘱する方は、網かけをしています。1 ページ、恋ヶ窪公民館運営サポート会議委員は項番 6 と項番 7 の 2 人。2 ページ、光公民館の委員は項番 6 の 1 人。3 ページ、もとまち公民館の委員は項番 8 の 1 人。4 ページ、並木公民館の委員は項番 7 の 1 人です。

任期は、令和 8 年 5 月 1 日から前任者の残任期間である令和 9 年 4 月 30 日までです。学校長及び児童館長については充て職ですが、正式な人事発令後、委員就任の依頼を行い、

本人から承諾書をいただいた上で、任命手続を進めています。そのため、一定の期間を要し、5月1日付けでの任命としています。

なお、4月中は会議の開催がなく、運営上の支障は生じていません。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

14 議案第 37 号 令和 9 年度使用教科用図書の採択要項の制定について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

令和 9 年度使用教科用図書の採択要項について、決定する必要がある。

木村指導主事 令和 9 年度使用教科用図書の採択要項を御覧ください。

項番 1 は採択についての基本方針です。今年度も昨年と同様に、小・中学校特別支援学級用教科用図書について採択を行います。

なお、採択に関わる調査研究及び事務は、公正を期して行ってまいります。

項番 2 から 5 には、教科用図書選定資料作成委員会について、記しています。

続いて、採択までの概要について説明します。

次ページの令和 9 年度使用教科用図書採択事務についてを御覧ください。

1 ページを御覧ください。採択までは下から上に向かって進めます。特別支援学級用の一般図書は、各特別支援学級設置校において、一般図書の調査研究を教科ごとに進め、その調査結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告します。教科用図書選定資料作成委員会では、これらの研究結果を基に選定資料を作成し、7 月 23 日に開催される教育委員会定例会に議案提案し、採択していただきます。

資料 2 ページ及び 3 ページは採択事務の日程について、4 ページには採択要項、5 ページには調査研究の進め方を記載していますので、御確認ください。

公正な採択に努めつつ、児童・生徒個々の実態に応じた教科用図書を選定していけるよう進めてまいります。

御審議のほど、お願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 毎年行っている小・中学校の特別支援学級用の教科用図書の採択となります。

今年度も委員の皆様方にも、定例会で御意見を頂戴しますので、よろしくお願いします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

な し

〔報告〕

1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 報告 1、寄附の受領について御説明します。資料 No. 1 を御覧ください。

寄附物件は 2 件あります。

1 件目は市立小・中学校全校に対して、書籍『小説 津田梅子ーハドソン河の約束ー』を各校 1 冊、合計 15 冊、御寄附いただいています。

裏面を御覧ください。2 件目は市立第四小学校に対して、キーボード 8 台の御寄附をいただいています。いずれも学校において有効活用していると伺っています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

な し

2 令和 7 年度第 2・3 回いじめに関する調査の結果について

(事務局からの説明)

柴田指導主事 令和 7 年度第 2・第 3 回いじめに関する調査の結果について報告します。資料 No. 2 を御覧ください。

令和 7 年度第 2 回及び第 3 回のいじめに関する調査は、第 2 回が令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、第 3 回が令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを期間として実施しました。

調査結果については資料上の表を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校においては第 2 回で 571 件、第 3 回は 357 件、中学校においては第 2 回が 47 件、第 3 回が 19 件です。

昨年度の同時期と比較して、小・中学校ともに第 2 回から第 3 回にかけて減少する結果となりました。

いじめの認知件数ですが、例年、第 3 回調査では減少する傾向があります。これは教員がいじめの解決に向けて、指導を行った上で児童・生徒の様子を注意深く見守ったことや、学級における子どもたちの相互理解が進み、よりよい関わり方を見出せてきたことなどが成果として捉えられていると考えています。

しかしながら、件数の減少は軽微ないじめの見逃しにつながる懸念もあるため、今後もよりきめ細やかな観察と支援を行うとともに、教職員がいじめの定義を確実に理解し、積極的に認知するよう、継続して指導をしてまいります。

なお、第 2 回の調査からウェブアンケートによる調査を実施しました。認知件数についても、小・中学校ともに第 1 回から第 2 回にかけて増加傾向が見られました。これまでは、紙での調査で声を上げにくかった児童・生徒であっても確実に声を拾い、より積極的な認知につながったものと考えています。

今後も軽微なものでも確実に認知すること、児童・生徒の声を聞き取るための取組等を推進できるよう、指導助言に努めてまいります。

次に、認知したいじめの内容についてです。おおむねの傾向は第 1 回から第 3 回までと変わらず、最も多いものが暴言・悪口等、次いで嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられる、軽い暴力、となっています。ほかにも PC・携帯によることの内容として、

小・中学校共に数件報告が挙がっています。いずれもオンラインゲームやSNSのメッセージに関するものです。国や都からもSNS上における暴力行為等の動画の投稿拡散を受けた緊急の対応等について通知が発出されており、本市においても、各校で児童・生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を実施しています。教える側の人間が常に情報をアップデートすることが重要となりますので、こうした状況を捉え、生活指導主任会等でも情報モラル教育に関して改めて情報を共有し、各学校が一層の充実を図っていただけるよう、指導を工夫してまいります。

また、金品たかり等の報告が小学校において第3回で1件挙がっています。こちらに関しては、学校と家庭とで連絡をとり、関係児童への指導は終えています。子ども同士の関係を含め、行動等について継続した観察をしています。未然防止や初期に正しく対応できるように、指導助言を継続してまいります。

なお、令和7年度末時点で対応中となっている事案はありません。年度が明けて、児童・生徒の現状の把握、家庭及び関係機関との連携などを通して、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、更にいじめ防止対策の推進に努めてまいります。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 令和7年度は、第1回の調査が例年に比べて特に小学校が少なくなっていると見受けられます。例年1学期が多く、2学期、3学期と減っていきますが、昨年度は1学期が少なかったことについて、どのように分析されていますか。

柴田指導主事 例年の傾向と比較しますと、小学校1年生の件数が大きく下がっていることが分かっています。学級担任をはじめとして、校内の体制を整えていただき、新入生を迎え入れたところでスタートカリキュラムにのっとった丁寧な指導によって、1年生がよいスタートを切れたことが1つ要因として考えられるのではないかと思います。

ただ、その反面、新たな環境になったことで、1年生が先生に少し言いにくかったことも十分考えられるため、そういったことに関しても、引き続き各校で丁寧な聞き取りと対応を進めていただけるように、指導助言に努めてまいりたいと思います。

大木教育長職務代理者 丁寧な対応をしていただいているようで、安心しました。

いじめの件数が減ること自体はいいのですが、先ほどの説明にもありましたように、先生に言いにくい、あるいはそもそも、いじめがどういうものか理解が十分でないというように、本当に些細なことでも拾って対応していくという、体制、姿勢がおろそかになってはいけないと思っています。ぜひこれからも細やかな対応をいただき、少しでもいじめに関して、件数も減り、かつ言いやすい雰囲気、子どもたちが安心して過ごせる学校となるように、教育委員会としてもお力添えいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

辻委員 このいじめに関する調査の結果の報告について、過去の報告では、「いじめられている人を知っているか」という質問に対する調査結果も載っていたと思いますが、今回載っていない理由がありましたら教えてください。

柴田指導主事 昨年度の教育委員会での報告に当たり、第2回から第3回にかけての期間が短いということもあり、第2回と第3回をまとめて報告いたしました。そして、資料を作成する際に、スペースの都合上、そうしたところは割愛しました。

辻委員 理由については分かりました。「いじめられている人を知っていますか」という

アンケート自体は引き続き行っているということでしょうか。もし行っているとしたらそれについて、何か顕著な結果が分かっていたら教えてください。

柴田指導主事 「いじめられている人を知っていますか」という設問に関しては、例年どおり実施しています。

その状況ですが、例えば第3学期に関して、まとめているところによると、ほかのいじめの認知件数と同様に1学期から2学期、3学期にかけて、減少傾向にあるのは、例年の傾向です。

ただ、しっかり取組をしていただいたこともあり、中学校で「いじめられている人を知っている」と答えた件数が増加していることから、子どもたち同士でもしっかり見合っ、いじめに対する理解、認識が広がっていると分析しています。

また、そうした結果に関しては、小学校長会、そして生活指導主任会等でも、状況は共有しています。

辻委員 もしいじめが発生した場合、いじめている側、いじめられている側だけではなく、その周りにいる人が傍観者にならない、何かできることはないかと働きかけをすることが非常に大事なこととされています。もしいじめられている人を知っている・思っている児童・生徒が、アンケートで「私、知っています」と回答することは非常に意味があることだと思いますし、先生に対するある種のSOSだと思います。ぜひ、その結果は今後も注視していただけたらと思いました。

教育長 第2回・第3回の結果を報告いたしました。これで令和7年度の状況が分かりますが、その結果を令和8年度にしっかりと引き継いでいただくことが重要かと思います。当然行っていると思いますが、その引き継ぎを充実することで再発防止につながっていくと思います。

これからも御指導をお願いします。

3 算数教室について

(事務局からの説明)

木村指導主事 算数教室は元横浜国立大学教授、片桐重男先生や、算数・数学の研究を行っている先生方を講師として、長年続いている事業です。児童にとって興味ある問題を取り上げ、問題解決の過程を通して、算数・数学で大切な考え方を身につけることを目的としています。対象は、市内在住または市内の学校に通う小学校6年生です。今年度は64人の申込みがあり、全員受講となります。5月9日にスタートとして、年間10回、土曜日に実施する予定です。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 指導者の片桐重男先生もいよいよ100歳を超えて101歳になられるようですが、今年度もお元気に御指導いただくことをぜひお願いしたいと思っています。

4 科学教室について

(事務局からの説明)

柴田指導主事 資料 No. 4を御覧ください。科学教室は本市の重要施策である科学センター事業の1つとして、ひかりプラザに科学センター事務局を置き、科学分野に造詣の深い

市内外の小・中学校の教員や専門家を講師としてお招きして、実験観察教室を実施しています。児童一人ひとりが主体的に科学を学ぼうとする態度や科学的な見方や考え方を身につけられるよう、探究的な活動を重視して感動体験が得られる講座を展開しています。

今年度は5年生74人、6年生63人の計137人の申込みがあり、全員受講となりました。

4月18日には、いずみホールにて開校式を行いました。今後5、6年生ともに11回の講座を予定しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 教育委員の皆さんは開校式への出席、ありがとうございました。講演も大変面白く、興味深い内容で、子どもたちが積極的に質問している姿が印象的でした。楽しい学びの1年になることを期待しています。

5 令和8年度国分寺市史編さん事業推進計画について

(事務局からの説明)

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 去る3月25日に開催した橋本副市長が委員長を務め、12人の有識者を含む委員から構成される国分寺市史編さん推進委員会にてお諮りして、承認をいただいた令和8年度の市史編さん事業推進計画になります。

新たな国分寺市史は市制施行60周年を迎えた令和6年度から着手して、令和8年度で事業3年目を迎えます。基本的には原始・古代・中世部会、近世・近現代部会、現代市制部会の3つの専門部会における資料調査、研究活動を継続してまいります。これまで国分寺市内の鉄道の発達、名字の由来、奈良時代の国分寺制度、昭和39年以降のまちなみの変化の様子など、様々な観点からの歴史講演会や、古文書解説講座を定期的に開催してきましたが、いよいよ本編の刊行も近づいてきました。令和9年度には市内に残された江戸時代、明治・大正・昭和各時代の村絵図や古地図を集めた資料集、地図・絵図編の刊行を控えています。図書館の利用者の皆様からも、レファレンス等多くの御要望が寄せられている資料ですので、今年度はその地図・絵図編の刊行に向けて、地図類の整理、写真撮影等の作業を中心に行ってまいります。

このほか、『「国分寺學」を学ぶ 国分寺市史研究』の第2号も今年夏頃の刊行を目指して、現在、鋭意原稿執筆、編集作業を進めており、秋頃には、ふるさと文化財課と連携をして、歴史講演会を開催する予定です。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 非常に魅力的な市史編さんの事業が進んでいくということで、私もいち市民として楽しみにしております。

教育長 順調に進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 はい。そのとおりです。

教育長 いよいよ第2号の『「国分寺學」を学ぶ 国分寺市史研究』も出されることと、また新たな資料も出されることで、大いに期待したいと思います。よろしくお願いします。

〔その他〕

な し

〔閉会〕

午前 10 時 37 分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 1 番 辻 亜希子

3 番 藤井 健志

調製職員 中島 健太郎